

令和6年度 個人市民税・県民税の定額減税の概要

第1.1版

令和6年5月

静岡市市民税課

更新履歴

1.0 版 令和5年5月14日 新規作成

1.1 版 令和5年5月24日 よくあるお問い合わせを一部更新

令和6年度 個人市民税・県民税の定額減税について

全国的な経済対策の一環として、令和6年度税制改正において、令和6年分の所得税及び令和6年度分の個人市民税・県民税（以下「個人住民税」といいます。）において、以下のとおり定額による減税措置を行います。

1 定額減税の対象者

前年の合計所得金額が1,805万円以下の個人住民税所得割の納税義務者

令和6年度個人住民税が非課税の場合は対象になりません。

令和6年度個人住民税が均等割及び森林環境税のみ課税される場合は対象になりません。

※合計所得金額とは…

事業所得、給与所得、雑所得（公的年金等にかかる所得など）、配当所得、不動産所得などの所得金額を合計した金額（純損失または雑損失等の繰越控除を適用する前の金額）のことをいいます。なお、土地・建物等の譲渡所得などの分離課税所得も含まれます。（分離課税の対象となる退職所得を除く）

土地・建物等の譲渡所得など、分離課税の所得については特別控除適用前の所得金額で計算します。

上場株式等の配当所得や、源泉徴収を選択した特定口座内の上場株式等の譲渡所得を申告した場合は、合計所得金額に含まれます。

2 定額減税の額

本人、配偶者を含む扶養親族1人につき1万円

定額減税の対象となる方は、国内に住所を有する方に限ります。

同一生計配偶者及び扶養親族の判定は、原則、前年12月31日の現況によります。

控除対象配偶者とならない同一生計配偶者の方については、令和7年度個人住民税で定額減税されます。

3 定額減税の適用方法

個人住民税の定額減税は、すべての税額控除（寄附金税額控除や住宅ローン控除など）適用後の所得割額から定額減税の額を控除します。なお、均等割額・森林環境税への定額減税の適用はありません。

定額減税により税額を減額させる期や月は、下図のとおり、個人住民税の徴収方法（給与からの特別徴収、公的年金からの特別徴収、普通徴収）に応じて異なります。

令和6年7月以降に新たに税額が発生する場合又は税額の変更もしくは徴収方法の変更が生じた場合は、下の図の例によらない場合があります。

(1) 給与からの特別徴収（給与天引きの方）

令和6年6月分は徴収せず、定額減税後の税額を令和6年7月から令和7年5月までの11回で均します。

定額減税の対象とならない方は、通常どおり6月分からの特別徴収を行います。

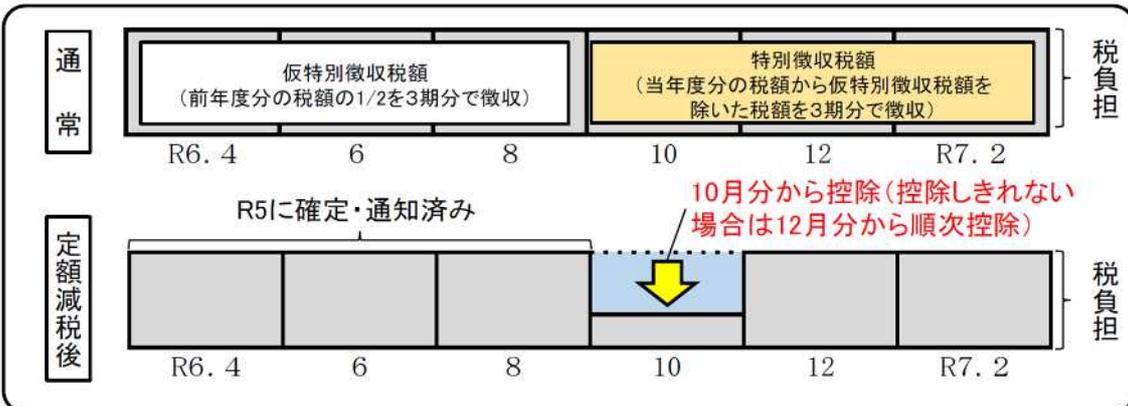


(2) 公的年金から特別徴収（公的年金から天引きの方）

令和6年10月分の特別徴収税額から控除します。

控除しきれない場合は、令和6年12月から令和7年2月分までの特別徴収税額から順次控除します。

令和7年2月分までの特別徴収税額で控除しきれない場合は、更に令和6年4月から8月分までの仮特別徴収税額から控除します。（徴収済の税額から定額減税分控除する場合は、控除分が還付されます）



(3) 普通徴収（納付書や口座振替で納付される方）

令和6年度第1期分の税額から控除します。

控除しきれない場合は、第2期以降以降の税額から順次控除します。



4 減税額の確認方法

定額減税額は、上記のとおり給与からの特別徴収、普通徴収、年金からの特別徴収の順に適用し、各通知書の「税額控除額」の欄に含まれています。

実際に「控除した額」及び「控除しきれなかった額」については、徴収方法ごとの通知書において、下記の赤枠で示す場所をご確認ください。

各通知書がお手元にならない場合は、令和6年度市民税・県民税課税（所得）証明書によりご確認ください。

(1) 給与からの特別徴収の方

勤務先から交付される「令和6年度 給与等からの市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書」（納税義務者用）の摘要欄をご確認ください。

(2) 普通徴収又は公的年金等からの特別徴収の方

静岡市役所から送付される「令和6年度 市民税・県民税・森林環境税納税及び税額決定・変更通知書（現年度分）」の【3枚目】市民税・県民税・森林環境税の明細をご確認ください

5 定額減税に係る例外事項

- ・令和6年度個人住民税所得割額は、定額減税が適用されますが、次の項目については、定額減税「前」の所得割額で判定となりますのでご注意ください。
- ・ふるさと納税に係る特例控除の上限額（個人住民税所得割額の20%）
- ・令和7年度公的年金等からの特別徴収の仮特別徴収税額（令和6年度特別徴収税額（仮徴収＋本徴収）の2分の1）

6 よくあるお問い合わせ

定額減税の一般的な取扱いについてまとめた、別冊「令和6年度個人市民税・県民税の定額減税（よくある問い合わせ）」をご覧ください。

ご不明な点がございましたら、下記窓口までお問い合わせください。

定額減税制度の概要に関すること	市民税課企画指導係	054-221-1558
個人住民税の特別徴収に関すること	市民税課特別徴収係	054-221-1043
個人住民税の課税内容に関すること		
葵区にお住いの方	市民税課普通徴収第1係	054-221-1041
駿河区にお住いの方	市民税課普通徴収第2係	054-221-1542
清水区にお住いの方	清水市税事務所市民税係	054-354-2072

7 関連情報

- ・減税しきれない場合は、別途給付金（調整給付）が支給されます。給付金の詳細は内閣官房ホームページ「新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置」をご参照ください。
- ・令和6年分所得税においても納税者及び配偶者を含む扶養親族1人につき3万円の定額減税が実施されます。詳しくは、国税庁ホームページ「定額減税特設サイト」をご参照ください。

令和6年度 個人市民税・県民税の定額減税

(よくある問い合わせ)

令和6年度 個人市民税・県民税の定額減税（よくある問い合わせ）

1 制度について

Q1-1 定額減税の対象はどのような人ですか

Q1-2 4人家族で妻と子供2人を扶養している場合の定額減税はいくらになりますか

Q1-3 令和6年1月に子供が生まれました。定額減税の加算対象となりますか。

Q1-4 令和5年中の収入がなく令和6年度の個人市民税・県民税は非課税です。定額減税の対象となりますか

Q1-5 16歳未満の扶養親族も定額減税の加算対象となりますか

Q1-6 令和6年中に静岡市に転入してきました。定額減税はどうなりますか

Q1-7 定額減税が令和6年度個人市民税・県民税から引ききれなかった場合はどうなりますか

Q1-8 令和6年度が非課税の場合、令和7年度の定額減税として適用されますか

Q1-9 令和6年度の個人市民税・県民税が均等割のみの課税の場合はどのような扱いはどうなりますか

Q1-10 所得税の定額減税はどのようになりますか

2 手続き及び定額減税の確認方法について

Q2-1 定額減税を受けるための申請は必要ですか

Q2-2 定額減税の額を確認したい場合はどうすればよいですか

Q2-3 確定申告や年末調整で扶養親族の申告が漏れており、定額減税の対象から外れていることが分かりました。どのような手続きが必要ですか。

3 その他

Q3-1 令和7年度も定額減税は行われますか

Q3-2 福祉制度など他の制度に影響はありますか

Q3-3 定額減税は、ふるさと納税の限度額の算出に影響はありますか

4 給付金について

Q4-1 定額減税として引ききれない税額がある場合はどうなりますか

Q4-2 令和6年度の個人市民税・県民税が均等割のみ課税される場合はどうなりますか

5 事業者向け

Q5-1 今回の個人市民税・県民税の定額減税で会社（特別徴収義務者）として手続きは必要ですか

Q5-2 所得税のように個人市民税・県民税の定額減税額を会社（特別徴収義務者）で計算する必要がありますか

Q5-3 所得税の源泉徴収事務、年末調整事務における定額減税の取り扱いについて知りたい

Q5-4 定額減税が適用されたのに5,400円の税額があるのはなぜですか（2024年5月24日追加）

Q5-5 特別徴収税額が同じ5400円であるのに、徴収する月が6月分と7月分でことなるのはなぜですか（2024年5月24日追加）

Q5-6 従業員が退職（又は休職）により特別徴収税額できなくなりました。定額減税はどのように扱われますか（2024年5月24日追加）

Q5-7 定額減税で税額が減るはずなのに、各月の徴収税額が増えているのはなぜですか（2024年5月24日追加）

1 制度について

Q1-1 定額減税の対象はどのような人ですか

A1-1 令和6年度の個人市民税・県民税に係る合計所得金額が1,805万円以下の納税者が対象です。ただし、以下に該当する場合は対象となりません。

- (1) 令和6年度の個人市民税・県民税が非課税の方
- (2) 令和6年度の個人市民税・県民税が均等割及び森林環境税のみ課税される方
- (3) 事務所、事業所、家屋敷に対し個人市民税・県民税の均等割が課税される方

Q1-2 4人家族で妻と子供2人を扶養している場合の定額減税はいくらになりますか

A1-2 定額減税額は4万円です。

定額減税は、本人に1万円、控除対象配偶者又は扶養親族（いずれも国外居住者を除く）1人につき1万円を加算して算定します。よって、定額減税額は、1万円（本人）+3人（扶養）×1万円=4万円となります。

ただし、扶養している方が国外居住親族の場合は定額減税の対象から除外します。

Q1-3 令和6年1月に子供が生まれました。定額減税の加算対象となりますか。

A1-3 加算対象となりません。

定額減税は、令和6年度個人市民税・県民税の扶養親族人数を元に加算額を算定します。令和6年1月に生まれたお子様については令和6年度個人市民税・県民税の扶養親族とならないため、定額減税の加算対象となりません。

Q1-4 令和5年中の収入がなく令和6年度の個人市民税・県民税は非課税です。定額減税の対象となりますか

A1-4 対象となりません。

定額減税は、令和6年度個人市民税・県民税所得割が課税される方が対象です。なお、収入がなく、どなたかの扶養（被扶養者）となっている場合は、定額減税の対象の扶養者の定額減税に加算されています。

Q1-5 16歳未満の扶養親族も定額減税の加算対象となりますか

A1-5 対象となります

Q1-6 令和6年中に静岡市に転入してきました。定額減税はどうなりますか

A1-6 令和6年度の個人市民税・県民税及び定額減税は、原則として令和6年1月1日に住所のある自治体で算定されます。

Q1-7 定額減税が令和6年度個人市民税・県民税から引ききれなかった場合はどうなり

ますか

A1-7 定額減税しきれない場合は調整給付します。

令和6年度個人市民税・県民税において、算定される減税額（定額減税可能額）が、定額減税を行う前の個人市民税・県民税所得割額を上回っており、定額減税しきれないと見込まれる場合は、定額減税しきれない差額を給付（調整給付）します。なお、調整給付の対象となる方には、あらためて給付担当部署（物価高騰給付金事務局）よりご案内の通知が送付されます。

Q1-8 令和6年度が非課税の場合、令和7年度の定額減税として適用されますか

A1-8 令和7年度の定額減税の対象になりません。

定額減税は、令和6年度の個人市民税・県民税所得割が課税される方が対象となりますので、翌年度へ持ち越すことはありません。なお、どなたかの扶養（被扶養者）となっている場合は、定額減税の対象の扶養者の定額減税に加算されています。また、誰にも扶養されておらず令和6年度に新たに非課税世帯となる場合は、別途給付金の対象となる場合があります。

Q1-9 令和6年度の個人市民税・県民税が均等割のみの課税の場合はどのような扱いはどうなりますか

A1-9 定額減税の適用はありませんが、別途給付対象世帯に該当する場合があります。令和6年度個人市民税・県民税において、所得割の課税がない場合は定額減税の適用はありませんが、令和6年度に新たに非課税又は均等割のみ課税されている方のみで構成される世帯に対し、1世帯あたり10万円が給付されます。給付対象は世帯単位で、世帯全員が非課税又は均等割のみとなる場合に対象となります。

Q1-10 所得税の定額減税はどのようになりますか

A1-10 所得税については、国税庁ホームページ「定額減税特設サイト（外部サイト）」をご確認いただくか、管轄の税務署へお問い合わせください。

2 手続き及び定額減税の確認方法について

Q2-1 定額減税を受けるための申請は必要ですか

A2-1 申請は必要ありません。

定額減税は、市民税・県民税を課税するための資料（確定申告書、市民税・県民税申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書等）を元に算定します。

Q2-2 定額減税の額を確認したい場合はどうすればよいですか

A2-2 定額減税額は、市民税・県民税・森林環境税の各通知書又は課税（所得）証明書により確認することができます。

(1) 給与からの特別徴収の場合

3 その他

Q3-1 令和7年度も定額減税は行われますか

A3-1 令和7年度の個人市民税・県民税において、控除対象配偶者とならない同一生計配偶者※（国外居住者を除く）を有する方を対象に定額減税が適用されます。

※同一生計配偶者とは…

あなたの配偶者で、以下のいずれにも該当する方をいいます。

- ・前年12月31日（年の途中で死亡した場合には、その死亡の日）の現況において、あなたと生計を一にしている。
- ・合計所得金額が48万円以下である。
- ・青色申告者の事業専従者として給与の支払いを受けていない又は白色申告者の事業専従者でない。

Q3-2 福祉制度など他の制度に影響はありますか

A3-2 定額減税の取り扱いは各事業により異なりますので、お手数ですが各事業担当部署へお問い合わせください。

Q3-3 定額減税は、ふるさと納税の限度額の算出に影響はありますか

A3-3 ふるさと納税の限度額（所得割額の20%）の算定は、令和6年度の市民税・県民税所得割額は、定額減税前の所得割額を基礎に算定するため影響ありません。

4 給付金について

Q4-1 定額減税として引ききれない税額がある場合はどうなりますか

A4-1 定額減税しきれない場合は調整給付します。

令和6年度個人市民税・県民税において、算定される減税額（定額減税可能額）が、定額減税を行う前の個人市民税・県民税所得割額を上回っており、定額減税しきれないと見込まれる場合は、定額減税しきれない差額を給付（調整給付）します。調整給付の対象となる方には、あらかじめ給付担当部署（物価高騰給付金事務局）よりご案内の通知が送付されます。

Q4-2 令和6年度の個人市民税・県民税が均等割のみ課税される場合はどうなりますか

A4-2 定額減税の適用はありませんが、別途給付対象世帯に該当する場合があります。令和6年度個人市民税・県民税において、所得割の課税がない場合は定額減税の適用はありませんが、令和6年度に新たに非課税又は均等割のみ課税されている方のみで構成される世帯に対し、1世帯あたり10万円が給付されます。給付対象は世帯単位で、世帯全員が非課税又は均等割となる場合に対象となります。

5 事業者向け

Q5-1 今回の個人市民税・県民税の定額減税で会社（特別徴収義務者）として手続きは必要ですか

A5-1 定額減税に関する特別な手続きは必要ありません。

定額減税を適用した後の税額により特別徴収税額決定・変更通知書が送付されますので、従前のおり通知の金額どおりに差し引いて納入をお願いします。

Q5-2 所得税のように個人市民税・県民税の定額減税額を会社（特別徴収義務者）で計算する必要がありますか

A5-2 定額減税額を計算する必要ありません。

定額減税を適用した後の税額により特別徴収税額決定・変更通知書が送付されますので、特別徴収義務者が計算する必要はありません。ただし、定額減税の適用により特別徴収の開始月や各月の徴収額が異なる場合があります。

Q5-3 所得税の源泉徴収事務、年末調整事務における定額減税の取り扱いについて知りたい

A5-3 所得税の源泉徴収事務等については、国税庁ホームページ「定額減税特設サイト」をご確認いただくか、管轄の税務署へお問い合わせください。

Q5-4 定額減税が適用されたのに5,400円の税額があるのはなぜですか

A5-4 定額減税が適用されない個人市民税・県民税の均等割及び森林環境税として納付をお願いします。

個人市民税は、所得額に応じて課税される『所得割』と一定の所得がある場合に一律で課税される『均等割及び森林環境税（以下「均等割等」）』で構成されますが、定額減税は、個人市県民税の所得割のみに適用されますので、定額減税により所得割が0円となっても均等割等の納付をお願いしています。

Q5-5 特別徴収税額が同じ5400円であるのに、徴収する月が6月分と7月分でことなるのはなぜですか

A5-5 定額減税が適用された方は7月分、定額減税の適用が無い方は6月から徴収となります。定額減税を適用する場合は、減税後の税額について、6月分を徴収せず7月分から翌年5月分までで納付いただくこととなります。一方、定額減税が適用されない方は、従前のおり6月分から納付いただくこととなります。このため、定額減税を適用の有無で均等割等の額が同じ5,400円でも徴収月が替わります。

Q5-6 従業員が退職（又は休職）により特別徴収税額できなくなりました。定額減税はどのように扱われますか

A5-6 定額減税の額に変更はありません。(定額減税に関するお手続きもありません)

退職等により納付方法が普通徴収に変更となりますが、定額減税の適用後の税額について納付方法を変更する形となるため、定額減税の額が変わることはありません。また、年の途中で特別徴収の対象となる場合においては、未納となっている税額について、徴収可能な月分から特別徴収を開始いただくこととなります。

Q5-7 定額減税で税額が減るはずなのに、各月の徴収税額が増えているのはなぜですか

A5-7 定額減税後は6月分を0円とし、徴収回数が減少したことによるものです。

給与からの特別徴収における定額減税は、減税後の税額を7月分から翌年5月分までの11回で均すとされています。このため、各月分の徴収税額が定額減税の額を超える場合は、徴収回数が12回から11回に減少するため1回あたりの徴収税額が増えてしまう場合があります。